

吹田市立吹田第三小学校

P T A 規 約

吹田市立吹田第三小学校PTA

〒564-0024 吹田市高城町18-39

TEL 06-6381-0413

[令和5(2023)年3月 発行]

吹田市立吹田第三小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は吹田市立吹田第三小学校PTAといふ事務所を吹田第三小学校内に置く

第2章 目的及び活動

第2条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. よい父母よい教職員となるように研修に努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活指導に協力する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 会員間の相互理解をはかり親睦に努める。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
3. この会又は、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 会員となることのできる者は次のとおりである。尚、PTA確認カードの提出をもってPTAへの入会とみなす。

1. 吹田市立吹田第三小学校に在籍する児童の父母又は、これに代わる者。
2. 吹田市立吹田第三小学校に勤務する教職員。
3. 会員は、吹田市PTA協議会の会員となる。

第6条 各世帯は、会費を納めるものとする。会費は、月額280円とする。

(徴収方法)

吹田第三小学校校長とPTA会費の徴収について毎年度所定の業務委任契約書を締結の上、学校より以下の通り徴収事務を行う。

(徴収時期)

年4回。会費3か月分を徴収する。但し、教職員においては、月額150円とする。

第5章 経理

- 第8条 この会の活動に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。
- 第9条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいておこなわれる。
- 第10条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び委員

- 第11条 1. 役員は次のとおりとする。
会長 1名・副会長 2～3名・書記 1名・会計 1名・会計監査 2名
2. 役員の数については、運営委員会が必要と認めた場合、その議決を経て変更することができる。
- 第12条 委員は次のとおりとする。
1. 学級・広報・生活の各常任委員、指名委員を各々若干名。
 2. 委員とその人数は運営委員会が必要と認めた場合、その決議を経て変更することができる。
- 第13条 本部役員および委員は他の役員・委員・会計監査を兼ねることはできない。
- 第14条 本部役員・委員の選出方法および任期は細則で定める。
- 第15条 本部役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は(1)会務を総理し、この会を代表する。
(2)指名委員会を除く各委員会に出席して意見をのべることができる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 書記は(1)総会および運営委員会の議事を記録する。
(2)総会および運営委員会の会合の通知を発送する。
(3)この会の記録・通信その他書類の保管および庶務をおこなう。
 4. 会計は(1)会の財産を管理し金銭の出納をおこなう。
(2)会計監査をうけて総会において決算報告をおこなう。
- 第16条 委員の任務は各委員会の章で定める。

第7章 会計監査

- 第17条 この会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。
- 第18条 会計監査の任期および選出は本部役員に準ずる。
- 第19条 会計監査は必要に応じて随時、会の経理監査をおこないその結果を総会に於いて報告する。
- 第20条 会計監査は指名委員会をのぞく各委員会に出席して、意見をのべることができる。

第8章 総会

- 第21条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。
- 第22条 (1)定期総会は年2回とする。運営委員会で承認された場合は、書面決議をもって総会開催の代わりとする。第1回定期総会で年間計画・予算の審議および決算報告の承認をおこない、第2回定期総会で役員および会計監査の選挙をおこなう。
(2)臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時および役員に欠員が生じた時に開催する。
- 第23条 総会を開催するには、期日の7日前までに全会員に日時・場所・議題(決算報告・予算案・年間事業計画案・役員および会計監査の候補者名等)を知らせなければならない。
但し、緊急の場合はその限りではない。
- 第24条 (1)総会は全会員の現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。
(2)前項は委任状をもって出席にかえることができる。
- 第25条 総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 第26条 総会の議長は出席した会員のうちから選ぶ。

第9章 運営委員会

- 第27条 運営委員会は本部役員・学級・広報・生活の各常任委員会の委員長・副委員長をもって構成し、各委員会によって立案された計画を討議承認し、また、総会に提出する議案について協議する。その他緊急事項を処理する。
- 第28条 運営委員会は定例委員会(原則として月1回)ほか会長が必要と認めた時または、構成委員の4分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第29条と 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければその議事を審議し議決する事ができない。
- 第30条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。
- 第31条 運営委員会の議長は運営委員のうちから選ぶ。

第10章 本部役員会

- 第32条 本部役員会は全本部役員をもって構成する。
- 第33条 (1)本部役員会は事業の総合企画および予算編成をおこなう。
(2)その他の会務を処理する。

第11章 常任委員会

- 第34条 常任委員会は学級・広報・生活の各委員会とし、この会の必要な事項について立案し活動をおこなうものとする。
- 第35条 各常任委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって構成する。
- 第36条 学級委員会
(1)各所属学級や学年における会員相互の理解と協力をはかる活動をリーダーとしておこなう。
(2)会員の意見をこの会の運営および活動に反映させるべく努力する。(3)すべての会員のために文化活動を推進し、会員の健康増進と親睦につとめる。
- 第37条 広報委員会
会員相互の理解を深めるためにPTA新聞発行などの広報活動をおこなう。
- 第38条 生活委員会
児童の校外生活および児童相互の自主的集団生活の環境保持など、児童の健全育成に寄与する活動をおこなう。

第12章 校長

- 第39条 校長は随時、各種会合に出席して意見をのべることができる。

第13章 改正

- 第40条 この規約は総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第14章 個人情報取り扱い

- 第41条 「個人情報取り扱い方針」に定める。

【 細 則 】

第1章 本部役員を選出および任期

- 第1条 (1)この会の本部役員には公選による公職者はなれない。
(2)本部役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
但し、役員の仕事に就任することが連続して2年を超えてはならない。

- 第2条 本部役員は総会に於いて出席した会員の過半数の同意により選出される。
但し、対立候補者がある場合は、総会に出席した会員の無記名投票による。
- 第3条 この会は役員候補者を指名するため指名委員会を置く。指名委員会はその任務を終了した時に解散する。
- 第4条 会員はすべて役員候補者として自ら立候補できる。
また、会員9名以上の推薦により候補者となることができる。
- 第5条 候補者の指名は指名委員会によってなされる場合も前条の場合もその氏名を発表する時に被指名者の同意を得ておかななければならない。
- 第6条 本部役員に欠員が生じた時は、臨時指名委員が候補者を指名し、臨時総会において出席した会員の過半数の同意により選出される。この場合任期は前任者の残任期間とする。

第2章 指名委員会

- 第7条 指名委員会は次の11名によって1月末日までに構成される。
- (1)各学級の会員のうちから学級代表を数名選出し、各学年に互選された6名
 - (2)教職員から互選された2名
 - (3)運営委員会から互選された3名
- 第8条 指名委員は本部役員および会計監査の候補者になることができない。
- 第9条 臨時指名委員会は指名委員会に準ずる。

第3章 委員の選出および任期

- 第10条 委員の選出方法は次のとおりとする。
- (1)父母会員により各学年若干名及び補欠を選出する。
 - (2)教職員会員より選出する。
 - (3)委員の選出においては、立候補を優先とする。
- 第11条 委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
- 第12条 委員の欠員が生じた時、後任はその所属学年の補欠委員とする。
この場合、任期は前任者の残任期間とする。
- 第13条 各常任委員会には、委員長・副委員長の他に書記・会計を互選により選出する。

第4章 PTA会費の徴収及び返金の規定

- 第14条 この規定は、PTA規約第4章 会員(第6条)に基づき、PTA会費の徴収について下記のように事項を定める。
- (1)4~6月分について同年5月に徴収

(2)7~9 月分について 同年6 月に徴収

(3)10~12 月分について 同年11 月に徴収

(4)1~3 月分について 同年1 月に徴収

第15条 入会日当月より会費徴収の対象月となる。

第16条 退会日当月まで会費徴収の対象月となり、退会日翌月より徴収解除となる。

第5章 改正

第17条 この細則は規約に反しない限り運営委員会に於いて出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。この場合は、その結果を会員に報告しなければならない。

【 付 則 】

この会の設立年月日は平成4年4月1日とする。

この規約および細則は平成30年4月1日から施行する。

<中略>

令和2年7月

規約第6章第12条改正。第2項を追加。

規約第8章第22条の第1項を改正、一部を追加。

この改正された規約は令和2年8月1日から施行する。

令和5年2月

規約第4章第5条、第6条一部改正。第4章会員

追加。

第4章第7条削除。

第6章第11条、12条一部改正。

第6章第15条、第12章削除。

細則第4章第14条、第15条、第16条を追加。

この改正された規約は令和5年3月10日から施行する。

